

淡路島南部地域

出力制御時の対応に関する具体的な内容について

(オフライン指令の場合)

太陽光・風力発電所（以下「お客さま」といいます。）と関西電力送配電株式会社（以下「関西送配電」といいます。）の間に締結している「給電申合書」の第 9 条（2）「異常時の給電指令」および託送供給等約款 38「給電指令」、ならびに「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則」に定める要件により、発電出力の抑制（以下「出力制御」といいます。）の給電指令を実施する場合の対応について、具体的な内容を以下のとおり示します。

1 出力制御の基本事項

- （1） 四国電力送配電株式会社（以下「四国送配電」といいます。）は、需要に対する供給力の余剰を解消する必要があると判断した場合（以下「供給力余剰時」といいます。）、関西送配電の中央給電指令所（以下「中給」といいます。）は、お客さまに対し発電停止を含めた出力制御の給電指令を行います。
- （2） お客さまは、中給からの出力制御の給電指令に対し、お客さまの発電設備の出力制御を行ってください。

2 出力制御の実施

- （1） 四国送配電は、制御日の 3 日前より、出力制御の可能性有無をホームページに掲載します。
- （2） 中給は、お客さまの発電設備を出力制御する必要がある場合、お客さまに対し原則として前日 17 時頃に、自動電話およびメールにて出力制御の給電指令を行います。

この場合、自動電話はお客さまの指定する電話番号に対して行い、具体的な内容はお客さまの指定するメールアドレスに通知します。

なお、お客さまの指定する電話番号およびメールアドレスとは、出力制御システム公開情報 H P（以下「マイページ」という。）に登録した電話番号およびメールアドレスとします。また、中給の出力制御給電指令用の電話番号およびメールアドレスについては、下表 1 のとおりです。

<表 1 >

出力制御給電指令発信用 電話番号・メールアドレス		
中給	電話番号	0120-773-081（発信専用）
	メールアドレス	kansaisohai.chosei@kansai-td.co.jp

- (3) お客様は、中給からの自動電話およびメールの内容を確認していただき、自動電話については音声案内通知に基づきプッシュ対応※1、メールについてはURLのクリックによる応答を速やかに実施してください。

※1：音声案内についてご理解いただけましたら「1」を押下すること。

- (4) お客様は、中給が前日に行う給電指令の内容に従い、指定時刻までに出力制御を行ってください。なお、発電停止（発電再開）に伴う開始・終了時間および現地操作等に関する当社への連絡は不要です。

3 出力制御の中止

- (1) 四国送配電が需給状況を見直した結果、お客様の出力制御が不要と判断した場合、中給は当日の出力制御中止の対応が可能なお客様に対し、出力制御の2時間前までに自動電話およびメールにて出力制御中止の給電指令を行います。
- なお、この際の通知および応答方法は、「2 出力制御の実施」と同様になります。

4 出力制御の実績管理

- (1) 関西送配電および四国送配電は、自動電話・メールでの応答確認および出力制御の実績をもとに出力制御の日数を管理します。
- (2) 関西送配電および四国送配電は、お客様が給電指令に対して出力制御を行わなかった場合、関西送配電および四国送配電が管理する出力制御の日数に含めません。また、次回に出力制御が必要になった場合、優先的に出力制御指示を実施します。
- (3) 中給が出力制御の中止をした場合（お客様事情等により出力制御を行った場合を含む）、出力制御の実績日数に含みません。

5 連絡先の変更

お客様は、連絡先を変更する場合、すみやかにマイページに変更内容を登録し、中給からの給電指令を受信できる体制を維持してください。

6 訓練の参加

お客様は、関西送配電が出力制御に関する訓練を実施する場合は、これに参加してください。

7 発電設備等の譲渡等をした場合

お客様は発電設備等を第三者に譲渡する場合、第三者に使用させる場合、または管理者を第三者に変更する場合には「出力制御時の対応に関する具体的な内容について」を相手方にお伝え頂き、中給からの給電指令に従うことが出来るようにしてください。